

主 文

本件控訴をいずれも棄却する。

控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

(前注) 略称は、原判決の例による。

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 神奈川県労働局長は、最低賃金法12条に基づき、神奈川県の地域別最低賃金を1時間1000円以上の金額とする改正決定をせよ。

第2 事案の概要

1 本件は、神奈川県内の事業に使用される労働者等である控訴人らを含む62名の原告らが、最低賃金法9条3項は、地域別最低賃金の水準が生活保護の水準を下回らないことを認めているにもかかわらず、神奈川県最低賃金(地域別最低賃金)の水準は、生活保護の水準を下回っており、労働者の生存権を侵害しているから、神奈川県労働局長が、最低賃金法12条に基づき、神奈川県最低賃金を1時間1000円以上の金額とする改正決定(本件改正決定)をしないことはその裁量権の逸脱濫用に当たるなどと主張して、被控訴人に対し、行政事件訴訟法3条6項1号所定の非申請型の義務付けの訴えとして、本件改正決定をすべき旨を命ずることを求めた事案である。

2 原審は、控訴人らを含む62名の原告らの請求を却下した。

3 控訴人らは、控訴し、原判決を取り消し、神奈川県労働局長は、最低賃金法12条に基づき、神奈川県の地域別最低賃金を1時間1000円以上の金額とする改正決定をせよとの裁判をすることを求めた。

4 前提事実、関係法令の定め、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決3頁18行目の「原告ら」の次に「(控訴人岩森あかねを除く。)」を加え、同行目の「事業場で働く」を「事業に使用される」に改め、同行目の「等」を「であり、控訴人岩森あかねは神奈川県内に在住する現在失業中の者」に改め、4頁25行目の「最低限」を「最低額」に改め、10頁10行目の「されており」を「さらされており」に改めるほかは、原判決の事実及び理由の第2の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件改正決定に処分性は認められないから控訴人らの訴えは不適法であると判断する。その理由は、次のとおりに補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決11頁24行目の「働く」を「事業に使用される」に改め、同行目の「労働者」の次に「(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)」を加え、14頁14行目の「提起する」を「提起し、又

はその中で争う」に改め、15行目の「のである。」の次に「地域別最低賃金の決定又は改正決定に処分性を認めた場合には、特に使用者側において、これが違法に決定されたと考える場合には、その時点での具体的な雇用契約の有無にかかわらず、あらかじめ出訴期間内に抗告訴訟を提起しておかなければ、後に同決定又は改正決定の当然無効を主張する以外に抗争する手段を持ってなくなってしまうというのも妥当ではない。」を加え、15頁6行目の「委任」を「授権」に改め、16頁10行目の「という。）」の次に「や、市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定が抗告訴訟の対象となる行政処分当たる旨判示した、最高裁平成20年9月10日大法廷判決・民集62巻8号2029頁(以下「平成20年最判」という。))」を加える。

(2) 原判決16頁19行目の「ものである。」の次に次のとおりに加える。

「また、平成20年最判は、市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定により、施行地区内の宅地所有者等が各種の規制を伴う土地区画整理事業の手続に従って換地処分を受けるべき地位に立たされるものといえることができ、その意味で、その法的地位に直接的な影響が生ずるものと解して、上記決定が抗告訴訟の対象となる行政処分当たるとしたものであって、事業計画が定められた場合に市町村長によって公告される施行地区が特定、限定されていることを前提としているものである。これらは、実質的には一般的法規範の定立行為である」

2 よって、原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 山 田 俊 雄

裁判官 鈴 木 順 子